

見 積 依 頼 書

令和7年7月2日

- 1 契約担当官等
分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長野県情報通信部長 豊田 一徳
- 2 契約内容
 - (1) 件 名
物品保管場所賃貸借
 - (2) 条 件
仕様書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和7年7月18日（金）から令和7年9月30日（火）
 - (4) 仕様書説明日時
令和7年7月2日（水）から令和7年7月14日（月）17時00分まで
- 3 見積りの方法
 - (1) 見積りは、契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
 - (2) 見積額は、消費税を含む総価を記載すること。
当該金額の1円未満の端数は、切り捨てること。
 - (3) 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。
 - ア 金額を訂正した見積書
 - イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
 - ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書
 - エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
- 4 契約の相手方の決定方法
契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件を全て満たし、当該参加者の見積価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
なお、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例にならない「くじ引き」を実施する。
- 5 参加者に必要な資格等
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。
- 6 見積書の提出等
 - (1) 仕様書の交付場所及び問合せ先
場 所 〒380-8510 長野県長野市大字南長野字幅下6-9-2 長野県庁10階
関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課経理係
電話番号 026-233-0110（内線6042）
 - (2) 見積書の提出期限及び場所
 - ア 期 限 令和7年7月15日（火）12時00分 必着
 - イ 場 所 〒380-8510 長野県長野市大字南長野字幅下6-9-2 長野県庁10階

(3) 見積書の提出方法

- ア 見積書は、持参、郵送又は電子メールに問わず、提出期限必着。
なお、電報、ファクシミリ、電話、その他の方法による見積書の提出は認めない。
- イ 提出した見積書の引換、変更又は取消をすることは認めない。
- ウ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の代表者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を見積書に記入すること。
なお、電子メールによる提出は、押印省略により作成した見積書に限り可能とし、提出時に事前に連絡した上で提出をすること。

(4) 見積合わせ

- ア 見積合わせの結果は、契約の相手先と決定した事業者のみ連絡する。
- イ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、予定価格の制限に達した価格の見積書がないとき、申込者が1者のみであった場合には、当部が選定した者へ再度又は追加して見積書を依頼することができる。

7 契約書類作成の要否

契約書を取り交わすこととする。

8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるの
で、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届け出の
日本銀行指定金融機関へ振り込む。

見 積 事 項 書

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1 | 契 約 件 名 | 物品保管場所賃貸借 |
| 2 | 契 約 条 件 | 仕様書のとおり |
| 3 | 賃 貸 借 期 間 | 令和 7 年 7 月 18 日 (金) から 令和 7 年 9 月 30 日 (火) |
| 4 | 仕 様 書 説 明 日 | 令和 7 年 7 月 2 日 (水) から 令和 7 年 7 月 14 日 (月) 17 : 00 まで |
| 5 | 仕様説書明場所 | 長野県長野市大字南長野字幅下692- 2
関東管区警察局長野県情報通信部 |
| 6 | 提 出 書 類 | ・ 見積書 (別紙 1)
・ 委任状 (別紙 2)
委任状は、その他の記載に該当する場合のみ提出を要する。
・ 内訳書 (様式は任意)
内訳書は契約業者のみ提出を要する。 |
| 7 | 見積書等提出期限 | 令和 7 年 7 月 15 日 (火) 12 : 00 |
| 8 | 見積書等提出場所 | 長野県長野市大字南長野字幅下692- 2
関東管区警察局長野県情報通信部
nagano. CGA@npa. go. jp |
| 9 | 見積書等提出方法 | 持参、郵送若しくはメールでの提出とする。
メールでの提出は、事項12で説明する押印省略による場合のみ可能とする。 |
| 10 | 見 積 金 額 | 見積金額は、総額を記入する。(消費税込とする。) |
| 11 | 見積書等の宛名 | 分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長野県情報通信部長 |
| 12 | 見積書等の押印 | 見積書、内訳書の社印及び代表者印は省略することができる。
この場合は、書類の代表者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を見積書等に記入すること。 |
| 13 | 契 約 金 額 | 見積書に記載された金額をもって契約金額とする。 |
| 14 | 契約書作成の可否 | 契約書を取り交わすこととする。 |
| 15 | 契 約 保 証 金 | 徴収免除 |
| 16 | 支 払 方 法 | 仕様書のとおり |
| 17 | そ の 他 | ・ 見積書は別紙 1 を参考として作成すること。
・ 別紙 2 は本社から支社への委任が必要となる場合には、必ず提出すること。(今年度既に提出している場合は、不要)
・ 暴力団排除条項 (別紙 3) に誓約すること。 |

連 絡 先 電話番号026-233-0110

(契約に関すること) 内線 6042 通信庶務課経理係 上島

(仕様に関すること) 内線 6052 通信庶務課資材係 村野

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長 野県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

物品保管場所賃貸借

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
金										

代表者連絡先

事務担当者名

事務担当者連絡先

委 任 状

私は都合により受任者を以て代理人と定め下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1. 見積書類並びに入札書類提出に関する一切の件
2. 契約締結並びに請け書の件
3. 保証金納入並びに取下げの件
4. 物品納入並びに引渡の件
5. 工事又は修繕施工の件
6. 代金（前払金を含む）請求並びに領収の件
7. 契約の変更又は、解除並びに解除に伴う精算及び紛争処理に関する件
8. 工事完成保証人となる件
9. その他契約締結に関連する一切の権限
10. 上記の各号に関し、副代理人選任および解任の件
11. 期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

追って本委任状を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者

受任者

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕様書

1 件名

物品保管場所賃貸借

2 賃貸借期間

令和7年7月18日(金)から令和7年9月30日(火)まで

3 物品保管場所の必要条件

(1)専有として提供できること。

(2)床面積200㎡程度

(3)立地条件

ア 県庁を起点として概ね1kmの範囲内にあること。ただし、下記(4)の項目を全て満たす場合はこの限りではない。

イ 保管場所敷地内又は保管場所の隣接道路において2tトラックが停車可能な場所であること。

ウ エレベーターを完備していること。ただし、保管場所が1階の場合を除く。

(4)安全管理

ア 入口等の施錠が可能であること。

イ 保管場所内に長野県情報通信部職員以外の者が立ち入らない措置を講じること。ただし、保管場所の警備上等の都合で建物管理者が立ち入る場合を除く。

ウ 長野県情報通信部が警報装置等の設置により自営対応が可能であること。

警備会社の警報装置等が設置されている場合はこの限りではないが、警備会社が警備する場合には、長野県情報通信部への速報体制を確保できること。

4 代金の支払い

賃貸借期間終了後、適法な請求書を受領した日から30日以内

5 履行期限の遅延による賠償金

履行期限の翌日から起算して履行完了までの日数に応じ、未履行部分に係る契約金額に契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。

6 支払遅延利息

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。

7 契約解除に対する違約金

本契約条項を履行しないときは、(未履行部分に係る)契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。